

中小企業の経営者、
人事労務担当者の
皆さま

令和4年度 東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣

働きやすい職場環境づくりについて、 お困りのことはありませんか？

その悩み、専門家にご相談ください！

東京都では職場環境の整備について、専門家
(社会保険労務士・中小企業診断士)を派遣します！！

無料

- 職場でハラスメントが起きないように対策を取りたい
- 在宅勤務やテレワーク制度を取り入れたいけど、どうすればいいの？
- 病気治療と仕事の両立のポイントは？
- 従業員が長く働き続けられるような職場環境にしたい！

募集期間

令和4年 令和5年 まで(消印有効)

4月1日(金) ~ 1月31日(火)

※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

どのような
相談ができるの？



- 1 育児と仕事の両立推進に関する事
- 2 介護と仕事の両立推進に関する事
- 3 病気治療と仕事の両立推進に関する事
- 4 非正規労働者の雇用環境の改善に関する事
- 5 働き方・休み方の改善に関する事
- 6 ハラスメントの防止対策推進に関する事
- 7 その他雇用環境整備の推進に関する事

派遣期間
回数

■派遣を決定してから令和5年3月31日(金)まで
■最大5回

※取組項目が異なる場合は、上記期間の範囲で複数回申込みをすることができます。



1回あたりの派遣時間 / 原則2時間以内

働きやすい職場環境づくりについて、お困りのことはありませんか？



専門家派遣の流れ

1. 申込み

本社所在地（または都内事業所）を管轄する東京都労働相談情報センター・各事務所（裏表紙「お問合せ・申請窓口」参照）へ、必要書類を郵送または持参でご提出ください。

2. 職場事前訪問

東京都の職員が、課題等についてヒアリングを行います。

3. 派遣の決定

専門家の派遣を決定し、通知いたします。

4. 専門家の派遣

専門家が企業に伺い、助言を行います。
※オンラインによる助言も可能です。

5. 派遣の終了

取組結果を報告してください。



※申込みから専門家派遣までは、おおむね1か月程度かかります。
(応募状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。)



取組事例

こんなお悩みはありませんか？
専門家と一緒に
解決しましょう！！

1 育児と仕事の両立推進に関する事

■男性社員が育児休業を取りやすくなるような取組を始めたい。

2 介護と仕事の両立推進に関する事

■育児・介護休業規程を作りたい。
■育児中の社員や介護休暇を取得中の社員に、ベビシッターや介護に係る経費の補助を検討している。

3 病気治療と仕事の両立推進に関する事

■病気治療中の社員が働き続けられる環境を整えたい。
■不妊治療休暇制度の導入を検討している。

5 働き方・休み方の改善に関する事

■在宅勤務やテレワーク制度を取り入れたい。
■残業時間の削減・年次有給休暇の取得促進のためのアドバイスが欲しい。
■部下の労働時間をきちんと把握し、管理していきたい。



6 ハラスメントの防止対策推進に関する事

■職場のハラスメントを防止するため、規程を作りたい。
■ハラスメント防止のための社内研修を実施したいので、アドバイスが欲しい。

7 その他雇用環境整備の推進に関する事

■社員の能力を高めるための教育訓練制度を実施したい。
■人事考課制度やストレスチェック制度について知りたい。



東京都では職場環境の整備について、
 専門家（社会保険労務士・中小企業診断士）を
無料で派遣します！！

ご利用についての Q&A

Q. 本当に無料ですか？

A. 企業様の負担は一切ありません。専門家への支払いは東京都が行います。

Q. 「職場事前訪問」では何をしますのですか？

A. 申請内容の確認や、企業様の現状の雇用環境について簡単な質問をさせていただきます。特にご用意いただくものはありません。

Q. 国の助成金の申請について助言をしてもらうことはできますか？

A. 申請先を問わず、助成金・奨励金等の申請等に関わる助言はできません。

Q. オンラインで助言を受けることはできますか？

A. オンラインでの助言にも対応しています。詳細はお問合せください。

Q. 「申込み」にはどのような書類が必要ですか？

A. 申込みに必要な書類は「申請書」と「働きやすい職場環境づくり推進取組計画」の2枚です。(様式はHP からダウンロードできます。) ※派遣終了後に報告書とアンケートを提出していただきます。

Q. 顧問の先生がいますが、その方を指名できますか？

A. 顧問の先生や、顧問契約は結んでいないけれどお付き合いのある先生などをご指名いただくことが可能です。ただし、東京都社会保険労務士会または一般社団法人東京都中小企業診断士協会の会員である先生に限ります。顧問の先生を指名する場合は、取り組む内容が顧問契約業務に含まれているとお受けできませんので、ご注意ください。
 ※顧問契約書の写しをご提出ください。
 ※申請前に、直接申請企業様が指名する先生の内諾をお取りください。

Q. 専門家にすべてお任せできるのでしょうか？

A. 専門家に一任はできません。専門家のアドバイスをもとに、企業の方に主体的に取り組んでいただきます。
 ※規程作成や申請等の代行はいたしません。



4 非正規労働者の雇用環境の改善に関すること

- パートタイマー用の就業規則を整備したい。
- 無期転換ルールについて知りたい。
- 正社員転換制度の導入を考えている。



	現 状	取 組	結 果
サービス業	病気治療をしながら復職する社員が増えているため、社内整備を進めていく必要があると考えていた。	治療と仕事、出産・育児や介護と仕事の両立支援のための社内整備	労務に関わる社員全員が参加し、理解を深めることができた。規程等を今後見直す上で、非常に勉強になった。
技術・専門・学術研究・サービス業	出張や直行直帰などが多く、労働時間の把握がしづらい状況にあった。就業規則が当社の状態にそぐわない部分がある。	勤怠管理ツールの見直し、正確な労働時間の把握の徹底、就業規則の整備	勤怠管理ツール等の活用により、効率的な業務分担ができるようになった。社員が自らの勤務体制を確認できるようになり、働き方・休み方の幅が広がった。
製造業	新型コロナウイルス感染拡大に伴いテレワークが導入されたが、明文化された規程がなかった。	テレワーク勤務規程の整備(就業規則の整備を含む)	テレワーク勤務時の労務管理を適正かつ円滑に行えるようになった。今後、職場の働きやすさの向上や改善につながることを期待できる。



申請要件

申請を希望する企業（個人事業主も含む。）等は、下記の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 常時雇用する労働者の数が300人以下の企業又は一般社団法人及び一般財団法人等であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。
- (5) 働きやすい職場環境づくり推進取組計画を策定し、取り組む予定があること。

※令和4年度に、東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金等を利用したこと（または利用する予定）があり、奨励金等の事業の内容と当専門家派遣の取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。

※企業等及び企業等の代表者が、過去に同じ取組項目で当専門家派遣を利用したことがある場合は、対象外とします。

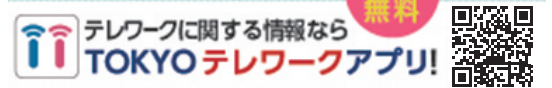


お問合せ・申請窓口

事務所	住所	電話番号	管轄地域
労働相談情報センター（飯田橋）	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 9 階	03 (5211) 2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ
大崎	品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー 2 階	03 (3495) 4872	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
池袋	豊島区東池袋 4-23-9	03 (5954) 6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀戸	江東区亀戸 2-19-1 カメラプラザ 7 階	03 (3682) 6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
多摩	立川市柴崎町 3-9-2 6 階	042 (595) 8790	多摩地域の市町村全域 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡



※詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ
「TOKYO はたらくネット」
(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/>) をご覧ください。



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/> をご覧ください。